

お知らせ

独立行政法人 福祉医療機構主催 — 個別融資相談会の開催について —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）では、医療関係施設の整備等を予定している方に対し、種々相談を行っておりますが、この度、下記日程で個別融資相談会が開催されることとなりましたのでお知らせいたします。

◎北海道ブロック（札幌市）

日 時 平成20年2月18日（月） 午後1時～午後5時

平成20年2月19日（火） 午前9時～午後3時

会 場 北海道厚生年金会館「鈴蘭の間」

（札幌市中央区北1条西12丁目 TEL 011-231-9551）

※会場・時間等の都合もあり定員に限りがありますので、登録制となっております。

相談希望の場合は、お早めに登録してください。

なお、この「個別融資相談会」への申込用紙につきましては、北海道医師会会員課（TEL011-231-1434）へご請求ください。

お知らせ

北海道医師会母体保護法医師指定の取扱規程 ならびに取扱規程細則の改正について

◇ 総務部 ◇

平成18年9月17日開催の第126回北海道医師会臨時代議員会におきまして、当会母体保護法医師指定取扱規程ならびに取扱規程細則が改正され、平成19年4月1日より施行されました。

つきましては、主な改正点を再度お知らせしますので、ご承知おき願います。

特に、指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請の際に審査料（5,000円）が必要となりますので、お手元の指定書の保管には十分ご留意願います。

また、申請書類（様式）が全面的に改められましたので、申請手続きの際は、改正後の様式にて申請いただきますよう郡市・医育機関医師会にご連絡下さい。

● ● 主な改正点 ● ●

1. 指定医師の要件に、「医師免許取得後5年以上経過」として年数を明記したこと。また、研修期間中の実地指導を「受けなければならない」と限定したこと。
2. 医療施設の入院設備は原則とし、後方支援体制の用意を明文化したこと。
〔平成19年8月28日（火）開催の第10回常任理事会において「母体保護法医師指定の指定要件の『入院設備』の取扱いは、『初期中絶』と『中期中絶』を区別せず、原則保有を条件とする」との方針を決定〕
3. 研修機関の条件として、開腹手術には「腹腔鏡手術を含む」とし、分娩数を「120件以上」としたこと。
4. 人工妊娠中絶手術後の届出義務に、「ゼロ件数の報告義務」を追加したこと。
5. 指定の更新にかかる研修の受講は、生涯教育講座等であっても「産科・婦人科医療に関するもの」に限定したこと。
6. 指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請（審査料5,000円）を必要としたこと。